

令和7年度大野城市立御陵中学校 いじめ防止基本方針

大野城市立御陵中学校

(いじめ防止対策推進法に基づき作成)

1 いじめ防止に対する御陵中学校の考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）社会通念上の「いじめ」ではなく法令に則った定義でいじめを捉える。

いじめの防止は、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするものであり、全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにしなければならない。また、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、いじめへの対応が個々の教職員によるものではなく、組織として一貫した対応となるようにする。

本校では、いじめの可能性のある事象やいじめを認知した時に、教育委員会へ報告を行う。さらに3か月間の追跡期間を経て、いじめの解消の有無を判断、結果を教育委員会に報告する。いじめがどの生徒にも起こりうる事であることを前提として、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する教育活動を行う。

学校いじめ防止基本方針は、児童生徒・保護者・関係機関に向けてHPで公開する。

2 いじめ防止等の組織

いじめ防止等に関する措置を検討・実施するために「いじめ対策委員会」（いじめ・不登校対策委員会）を設置する。構成は、校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・主任児童委員とする。個々の事案については、関係職員を追加する。また、日常的な生徒指導案件に対応するために「生徒指導委員会」を設置する。構成は、教頭・主幹教諭・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭とする。

定例の学校運営協議会において、学校でのいじめの実態・対応を報告し、学校外の目を通した意見を聴取する。

3 いじめの未然防止

いじめの未然防止のために以下に取り組む。

(1) 学校の教育活動全体を通して、望ましい人間関係づくりを推進する。

○生徒会活動における「生徒会主体」の取組

○思いやりの心情の醸成をめざす各行事の取組

○責任感と協調性を養う日常の委員・係活動の取組

○自己有用感や充実感、居場所を感じる学校生活を送る取組

(2) 教科・道徳の時間・特別活動・総合的な学習の時間を通して、「コミュニケーション能力」や「豊かな情操や道徳性」の育成に努める。

○授業における言語活動の充実

○体験的な学習の重視

- (3) すべての生徒が参加し、分かったことが実感できる授業づくりを推進する。

○授業規律の徹底

○仲間と協力し、助け合う学習活動の展開

○自主学习ノートの活用

- (4) 「しつけの3か条」の取り組みを推進し、生徒の自己有用感を高める。

○あいさつの徹底

○無言清掃の徹底

○靴のかかと揃え

- (5) インターネットや SNS の使用についてなど、保護者とともに「いじめ」について学ぶ機会を設ける。

○外部講師による講演会等の実施

○学校HP・学校だより等による啓発

4 早期発見の取り組み

いじめの早期発見のために以下に取り組む。

- (1) 生活ノート等を活用し、日常での生徒の悩み、不安等を把握するよう努める。
- (2) 日常的な生徒の状況の情報交換（学年会・主任会）とともに、相談ポストを活用するなど、生徒・保護者がいつでも相談できる体制の整備
- (3) 毎月の生活アンケートと学期ごとの教育相談の実施
- (4) 職員会議で、気になる生徒についての情報交換
- (5) 学校からの情報発信と保護者・地域からの情報収集
- (6) スクールカウンセラーを活用した相談窓口の設置

5 いじめへの対処

(1) 緊急対応

A 被害者・加害者が特定できている場合

- ①「いじめられている」生徒と「いじめている」生徒を隔離し、「いじめられている」生徒の安心・安全を確保する。
- ②双方の生徒から複数の教師で事実確認をする。（指導は正確な事実確認が終了してから行う。）
- ③「いじめ対策委員会」で事実確認を行う。その際、生徒からの情報や教師のメモなどを集約・整理し、客観的に事実をとらえる。
- ④「生徒指導委員会」等で今後の対応を決定し、全職員で実行する。
- ⑤いじめ解消の判断は、いじめ認知から3か月間見守り判断する。

B 加害者が特定できない場合（落書き・手紙等）

- ①被害生徒または発見者から複数教師で事実確認をする。
- ②「いじめ対策委員会」または「生徒指導委員会」で事実確認を行い、解決に向けての対応を決定する。

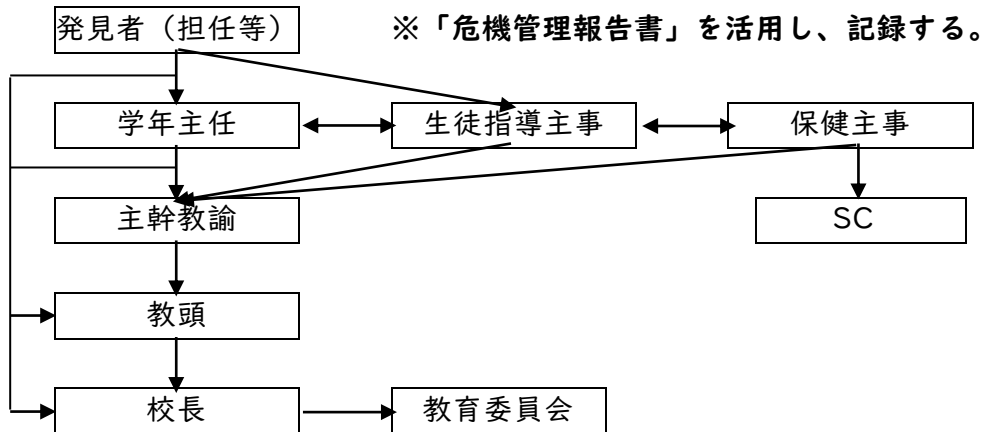
(2) 生徒の保護

- ①保護者へ連絡し、来校してもらう。事実確認に基づく説明を行い、学校全体で生徒を守ることを理解してもらう。生徒は保護者同伴で下校させる。

(保護者の状況により、家庭訪問・電話連絡での対応もあり得る。)

- ②状況によって、「いじめた」生徒に対して「別室学習」や「出校停止」の措置をとる。
- ③「いじめられた」生徒が安心して生活できるように配慮や支援を行う。
- ④いじめの対応後も、生徒への見守りを継続し、3か月間は、様子をみていく。
- ⑤スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施する。

(3) 報告体制



(4) 中・長期的対応

- ①「いじめられた」生徒と「いじめた」生徒に対して、担任等から定期的に状況の聞き取りを行い、「いじめ対策委員会」へ報告する。「いじめ対策委員会」は、報告に基づいて個別の対応を決定・実施する。
- ②「いじめ対策委員会」は、発生した「いじめ」について分析を行い、「いじめの背景・内容・予防のための手だて」等について職員研修会を開催する。
- ③当該学年（または全学年）において「道徳の時間」「学級活動」でいじめ防止に関する授業を実施する。
- ④生徒会活動で「いじめを生まないための活動」を実施する。
- ⑤新年度の学級編成において、「いじめられた」生徒及び保護者の意向を尊重する。

6 職員研修

- ①年度当初に、「いじめ防止の取組」「いじめが発生した場合の対応」について職員が共通理解をする。主務者は生徒指導主事とする。
- ②長期休業中の一般研修において、「いじめ防止」に関する研修を企画・実施する。主務者は生徒指導主事とする。
- ③いじめの事案が発生した場合には、終息後に研修会を開き取り組みの検証を行い、職員全体で再発防止に努める。終息後の様子を適宜報告すること。

7 関係機関との連携

(1) PTAとの連携

- ①校内での生徒の状況を定例の役員会・運営委員会で報告する。
- ②校外や家庭での生徒の状況について、広く情報を収集する。
- ③いじめが発生した場合、教頭から本部役員へ状況を報告する。場合によっては、臨時の役員会・運営委員会または保護者説明会を開催し、経過と対応について説明する。

(2) 学校運営協議会との連携

- ①生徒の状況を定例の学校運営協議会で報告する。
- ②地域での生徒の状況について、広く情報を収集する。
- ③重大ないじめが発生した場合には、原則として臨時学校運営協議会を開催し、経過と対応について説明・協議する。

(3) 春日警察署・児童相談所との連携

犯罪行為が認められた場合は、警察署や児童相談所への通報を行い、連携して解決に取り組む。

※「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」という通知により、以下のような内容の行為については、直ちに警察に相談・通報を行う。

- ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
- 無理やりズボンを脱がす。
- 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。
- 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
- 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。
- 財布から現金を盗む。
- 自転車を壊す。
- 制服をカッターで切り裂く。
- 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
- 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
- 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
- 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。
- 同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。
- 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。

8 年間計画

月	計 画	月	計 画
4	職員研修 生活アンケート	10	文化発表会に向けての集団づくり 生活アンケート 第3回学校運営協議会
5	体育祭に向けての集団づくり 第1回学校運営協議会 生活アンケート	11	生活アンケート 教育相談②
6	生活アンケート 教育相談①	12	生活アンケート（無記名） 2学期評価
7	生活アンケート（無記名） 第2回学校運営協議会 1学期評価	1	生活アンケート
8	職員研修	2	生活アンケート 教育相談③ 第4回学校運営協議会
9	生活アンケート	3	生活アンケート（無記名） 年間評価

9 評価と検証

「いじめ対策委員会」において、学期ごとに取組の評価を行う。評価結果を基に各学期の取組が適切であったか否かの検証を行う。

また、いじめが発生した場合には、生徒指導委員会においていじめが発生した状況とそれまでのいじめ防止の取組の検証を行い、いじめ防止の取組の修正を行う。

10 重大事態への対応

『重大事態に関する「いじめ防止対策推進法」の規定（第5章第28条）に基づく』
重大事態が発生した場合には、国が示したフロー図（下図）に従い、大野城市教育委員会と連携して適切に対応する。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力